

入所申込説明書

1 目的

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）わかうら園の入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の必要性が高い申込者が優先的に入所できるようにすることで、施設サービス利用に当たっての申込者の安心感を確保することを目的とします。

2 入所の対象となる方

入所の対象となる方は、次の①及び②のいずれかに該当する者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方です。

① 要介護3から要介護5までの要介護者

② 要介護1又は2の要介護者で、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

3 入所の申込み

(1) 申込方法

入所申込書及び入所調査票に必要事項を記入したものに、介護保険被保険者証（写）、直近3か月分のサービス利用票実績（写）及びサービス利用票別表実績（写）を添付して、本人又は家族等が入所申込みを行ってください。

（介護支援専門員等意見書は、担当介護支援専門員に援助してもらってください。介護保険施設や病院に入所(入院)されている方は、施設・病院に相談してください。不明な場合は、わかうら園担当者までお問い合わせください。）

なお、特例入所に係る入所申込の場合には、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載をして下さい。

(2) 受付簿の管理

当施設が入所申込書等を受付した場合は、受付簿にその内容を記載して管理します。

また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録します。

4 入所順位の決定

(1) 当施設は、施設職員と第三者を加えた合議制の入所検討委員会を設置し、入所順位の決定をします。

(2) 入所順位の決定にあたっては、わかうら園入所指針の「基本的評価基準」と「個別的評価事項」を用い、入所申込者の入所の必要性を総合的に評価します。

5、入所申込みの変更及び辞退

(1) 辞退者について

当施設が入所の意思を確認したにもかかわらず、入所申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は受付簿から削除します。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、順位を保留します。

(2) 入所申込者の状態が変化した場合について

入所申込者又は家族等は、入所申込後、介護度の変更等により申込内容に変更が生じた場合は、当施設に同封の「入所申込変更・廃止届」にて連絡するようにしてください。

6、入所申込みの相談窓口

電話 : 073-445-0808（8時40分～17時40分）

FAX : 073-445-0030

担当 : 特養生活相談員・特養主任